

総行管第51号
平成30年1月31日

文部科学省生涯学習政策局長
常盤 豊様

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道和様

文部科学省高等教育局長
義本 博司様

総務省自治行政局選挙部長
大泉 淳一

住民票の異動及び投票方法に関する周知啓発について（依頼）

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要であり、当該選挙人名簿は、住民基本台帳の情報を基に作成されます。

住民基本台帳は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報でありますので、進学や就職等で引っ越しにより住所移転した場合には、正確な住民票異動の届出を行う必要があり、現実に居住される住所地で投票するためにも、その必要性について、十分に周知を図る必要があります。

また、住民票を移して3ヵ月を経過しない間における選挙（地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限る。）においては、旧住所地に3ヵ月以上居住していた場合に、当該旧住所地で投票することができますので、その投票方法として不在者投票が活用できることについて、周知を図る必要があります。

なお、平成29年3月に公表された「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」においても、大学生等が住民票異動の手続きを行っておらず、現在住んでいる住所地で投票できなかつたという実態を踏まえ、制度の意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である旨の指摘がなされたところです。

つきましては、貴職所管の教育機関におきましては、高等学校等における卒業時や大学等における入学時のオリエンテーション等の機会を通じ、住民票異動の必要性及び不在者投票制度について、周知用資料も活用しつつ、生徒・学生等に対して周知いただくとともに、保護者の方に対しても可能な限り周知いただきますよう、ご協力お願い申し上げます。

【連絡先】
総務省自治行政局選挙部管理課
担当 舟岡
電話 03-5253-5574



引っ越ししたら 住民票を移しましょう!

進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続をする必要があります。

上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っており、住民票は、こうした行政サービスや選挙人名簿への登録などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続をしましょう。

転出・転入の手続は簡単です!

引っ越し前の
市区町村

●転出前

転出届を提出し、
転出証明書を受け取る

引っ越し後の
市区町村

●転入した日から
14日以内

転出証明書を添えて、
転入届を提出

転入届の際には、マイナンバーの「通知カード」や
「マイナンバーカード(個人番号カード)」の記載事項の変更が必要ですので、
これらのカードをお持ちください!



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications



引っ越したら、どこで投票できるの？

- A 新住所地に引っ越してから3ヶ月経過していれば、新住所地で投票できますが、住民票を移す必要があります！

※引っ越しをした場合、転入の日から14日以内に新住所地の市区町村に届出をする必要があります。



引っ越して3ヶ月経たずに選挙があるとき、投票できないの？

- A 引っ越し前の住所（旧住所地）に3ヶ月以上住んでいたのであれば、旧住所地で投票できます！

※都道府県の選挙においては、当該都道府県の区域外に、市区町村の選挙においては、当該市区町村の区域外に転出した方は当該都道府県又は市区町村の選挙の投票はできません。



旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

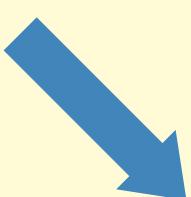
- A 不在者投票制度を活用できます！

不在者投票の手続き

選挙人



①投票用紙など
必要書類の請求



旧住所地の
選挙管理委員会

②投票用紙など
必要書類の交付



新住所地の
選挙管理委員会

③必要書類を
持参して投票

地方公共団体



④選管が
投票用紙を送付

具体的な
手続きは、
こちら



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。

※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

参考資料

主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ（平成29年3月公表）（抜粋）

第1 主権者教育の取組と第24回参議院議員通常選挙

2. 主権者教育の取組と課題

(2) 18歳と19歳の投票率差

もう一つには、現在住んでいる住所地で投票できない環境であったことが挙げられる。親と一緒に住んでいない者のうち、大学生等の若者の多くが、住所を移しているにも関わらず、住民票の異動手続きを行っていない実態がある。これは、投票意欲に関連する点でもあるが、他の市区町村に転出した若者の多くに、生まれ育った地元への愛着や帰属意識があり、現在住んでいるところで水道やゴミ処分等の行政サービスを受けているとの意識が低いなど、地方公共団体との関わり合いが薄い傾向にあることが関係しているものと考える。この点について、地域住民としての自覚を持ち、社会参加意識を如何にして促していくかが今後の課題となる。

さらに、住民票を移して3ヶ月未満の国政選挙においては、不在者投票制度を活用して旧住所地での投票が可能であるが、制度の認知度不足及び手続きが煩雑であると指摘する声もある。

第2 主権者教育の考えられる方向性

2. 発達段階に応じた取組の方向性

(3) 高校卒業後の有権者に対する取組

今回の参院選では、住民票の異動について注目されたところであるが、投票の問題のみならず、適切に住民票登録の手続きを行うことは地域住民としての前提である。まずは、第1.2(2)で述べたように、その意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である。